

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和2年1月25日 09時30分ごろ
発生場所	福井県福井港 福井南防波堤灯台から真方位151° 1,020m付近 （概位 北緯36° 11.8′ 東経136° 07.1′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、船外機の推進器が錨索に絡んで回転しなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年1月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ3m未満）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者ほか1人が乗り、釣り場に到着して船外機を止め、船尾部から錨を投入して錨泊を開始した。</p> <p>操縦者は、本船が風下に移動して錨が効いていないことを知り、船外機を始動して前進としたところ、推進器に錨索（化繊ロープ製、直径約1cm）が絡んで船外機が停止した。</p> <p>操縦者は、推進器に絡んだ錨索を外して船外機の始動を試みたが始動せず、運航不能と判断して118番通報した。</p> <p>本船は、風浪で圧流されて付近の海岸に漂着し、来援した海上保安署所属船艇にえい航されて帰港した。</p> <p>本船は、本インシデント後、操縦者が、船外機を点検したところ、出力軸に装備されて過負荷時に破断する様に設計された推進器との接続金具（シャープピン）が切損し、推進器が回転しない状態が判明した。</p>
分析	本船は、錨泊中、船外機が錨索を巻き込んだことから、シャープピンが破断し、推進器が回転しなくなり、運航不能になったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、錨泊中、船外機が錨索を巻き込んだため、シャープピンが破断し、推進器が回転しなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 操縦者は、錨泊中に機関を使用する際、錨索の方向を確認し、推進器に絡まらないように慎重に操船すること。
- ・ 小型船外機の操縦者は、推進器に釣り糸等の巻き付きや障害物との接触が発生した際、巻き付きを排除するなどだけでなく、取扱説明書に従ってシャープンの状態を確認すること。